

商店街等活性化推進事業補助制度に係る Q&A

Q 商店街等の空き店舗を活用してお店を開きたいのですが、どのように申請すればよいでしょうか。

A 営業を希望される店舗の商店街振興団体等へご連絡していただき、空き店舗物件等の確認を行ってください。

Q 応募すれば、必ず助成されますか。

A 必ずしも助成されるわけではありません。商店街振興団体等による事前審査と津市による本審査を経て、決定されます。

Q 賃借料は、どの時点から補助対象になりますか。

A 店舗等の営業を開始した日から補助対象になります。

Q 商店街振興団体等や家主が、自ら所有する空き店舗等を改装する場合、補助対象になりますか。

A 補助対象にはなりません。

Q 商店街振興団体等が、自ら所有する空き店舗等を賃貸する場合、補助対象になりますか。

A 補助対象にはなりません。

Q 空き店舗の改装費は、すべて対象になりますか。

A テーブル、椅子、壁掛形冷暖房設備などの可動備品類にかかる経費は補助対象にはなりません。なお、オブジェなどは、備え付けられていても対象にはなりません。

Q 本事業の本審査結果(採択)通知前に賃貸借契約を締結したり、交付決定通知前に改装工事に着手した場合、補助対象になりますか。

A 補助対象にはなりません。

Q 賃借料は、必ず3年間補助してもらえるのか。

A 補助は単年度となります。次年度以降は、市の予算措置状況や営業状況などを考慮の上、判断することとなります。

Q 津市ホームページで公表されている空き店舗等は、どのように選定及び決定したのですか。

A 津市内で活動実績のある商店街振興団体等が、商店街等の活性化につながる空き店舗等を選定し、津市と協議の上、補助対象店舗を決定しています。